

付属資料

目次

番号	資料名	ページ
1-1	地方自治法第6節234条など	p.1
1-2	地方自治法施行令 第6節 契約 167条の2など	p.2
1-3	広島県契約規則	p.5
1-4	広島県長期継続契約に関する条例	p.7
1-5	広島県長期継続契約に関する条例の運用について (抜粋)	p.8
1-6	施設管理における設計金額算出方法	p.9
1-7	広島県個人情報取扱基準	p.10
2-1	平成19年度 広島県機構図	p.12
2-2	平成20年度 広島県機構図	p.14
3-1	一般競争入札の拡大について (通知) H19.2.28総務部	p.16
3-2	随意契約ができる場合 (支出マニュアル抜粋)	p.17
3-3	契約事務の主な流れ	p.19
3-4	H18年度 CIOの設置の成果	p.20
3-5	H19年度 CIOの設置の成果	p.21

地方自治法

第六節 契約

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合には、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変さ

れているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をすするため必要な監督又は検査をしなければならぬ。

2 普通地方公共団体が契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金(政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。)は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

(長期継続契約)

第二百三十四条の三 普通地方公共団体は、第二百三十四条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入られる契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。(せり売り)

第六百七十七条の三 地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりせり売りによることのできる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする場合とする。

(一般競争入札の参加者の資格)

第六百七十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として

地方自治法施行令の抜粋

第六節 契約

(指名競争入札)

第六百七十七条 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により指名競争入札によることのできる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

二 その性質又は目的により競争に加わらざるべき者の数が一般競争入札に付する必要があると認められる程度に少数である契約をするとき。

三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第六百七十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることのできる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十二条第二項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十一項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第六項に規定する生活介護、同条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第十五条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入られる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者でない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第三項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける

使用したとき。

第六十七條の五 普通地方公共団体の長は、前条に定めるもののほか、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、これを公示しなければならない。

第六十七條の五の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため時に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

(一般競争入札の公告)

第六十七條の六 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

第六十七條の七 乃至同九 《略》

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者として行うことができる場合)
第六十七條の十 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と認めるときは、その者を落札者として、その者を落札者として申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者として行うことができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者として、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者として行うことができる。

第六十七條の十の二 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公

共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四條第三項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者として行うことができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又はその者と認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者として、その者を落札者として申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者として行うことができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとつて最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者(次項において「学識経験者」という。)の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行う場合において、当該契約について第六十七條の六第一項の規定により公告するときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。(指名競争入札の参加者の資格)

第六十七條の十一 第六十七條の四の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

2 普通地方公共団体の長は、前項に定めるもののほか、指名競争入札に参加する者に必要な資格として、工事又は製造の請負、物件の買入れその他当該普通地方公共団体の長が定める契約について、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、第六十七條の五第一項に規定する事項を要件とする資格を定めなければならない。

3 第六十七條の五第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。(指名競争入札の参加者の指名等)

第百六十七條の十二 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加せよとすることを指名しななければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第百六十七條の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第百六十七條の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行うとするとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第百六十七條の六第二項の規定により明らかにおかなくてはならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第百六十七條の十三 《略》一（せり売りの手続）

第百六十七條の十四 《略》

(監督又は検査の方法)

第百六十七條の十五 地方自治法第二百三十四條の二第二項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。

2 地方自治法第二百三十四條の二第二項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第二項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第二百三十四條の二第二項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によつて監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと思われるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(契約保証金)

第百六十七條の十六 《略》

(長期継続契約を締結することができる契約)

第百六十七條の十七 地方自治法第二百三十四條の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

○広島県契約規則（抜粋）

昭和三十九年四月一日 規則第三十二号

第一章 総則

(この規則の趣旨)

第一条 県(知事が国の機関として契約する場合は、国。以下同じ。)が締結する契約に関する事務の取扱いについては、法令、条例又は他の規則に別に定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

(契約書の作成等)

第二条 知事又は契約について知事の委任を受けた若しくは機関(以下「契約担当職員」と総称する。)は、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

一 契約履行の場所

二 契約金の支払又は受領の時期及び方法

三 監督及び検査

四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

五 危険負担

六 かし担保責任

七 契約に関する紛争の解決方法

八 その他必要な事項

2 契約担当職員は、次に掲げる場合においては、前項の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。

一 契約金額が百五十万円(外国で契約する場合は、二百万円)未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。

二 競り売りに付するとき。

三 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき。

四 第一号に規定する随意契約以外の随意契約において、契約担当職員において契約書を作成する必要がないと認めるとき。

3 《略》

(契約書の記名押印)

第三条 契約担当職員は、契約書に職氏名を記して印を押さなければならない。

第四条 (契約保証金)《略》

第五条 (担保の価値)《略》

(履行を委託すること等の禁止)

第六条 契約担当職員は、契約の相手方が第三者に契約の履行を委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせない旨を契約の相手方に約定させなければならない。ただし、特別の事情がある場合においては、この限りでない。

第七条 (契約保証金の選付)《略》

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第八条 契約担当職員は、やむをえない事情がある場合を除き、地方自治法第二百三十四条の第二一項の監督を行なう職員の職務と同条同項の検査を行なう職員の職務を兼ねさせてはならない。

第九条 (部分私の限度額)《略》

(契約履行届)

第十条 契約担当職員は、契約の相手方が工事、製造若しくは修繕又は物件の納入を完了したときは、その旨を届け出させなければならない。

第十一条 (履行遅滞による損害賠償)《略》

第十二条 (前私金に係る契約等の履行遅滞による損害賠償等)《略》

(契約の解除)

第十三条 契約担当職員は、契約の相手方が契約に違反した場合のほか、契約の相手方が次に掲げる場合に該当すると認めるときは、契約を解除することができる旨を契約の相手方と約定しなければならない。

一 履行期限までに契約による義務を履行し終わる見込みがないとき。

二 契約の履行につき不正の行為があつたとき。

三 正当な理由がないのに契約担当職員の指示に従わないとき。

2 契約担当職員は、契約を解除するときは、その旨を相手方に通知しなければならない。

3 契約担当職員(知事を除く。)は、契約を解除したときは、その旨を知事に報告しなければならない。

第二章 一般競争契約

第十四条 (入札保証金)《略》

第十五条 (入札保証金の選付等)《略》

(入札の公告)

第十六条 契約担当職員は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算し、少なくとも十日前(一件の予定価格が五千万円以上である建設工事の請負契約にあつては、十五日前)に県報、新聞紙、掲示その他の方法をもって施行令第六十七条の六第一項の公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間は五日までを短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第十七条 前条の公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

く五人以上指名しなければならぬ。

2 契約担当職員は、前項の場合においては、第十七条第一号及び第三号から第七号までに規定する事項並びに入札が一であるときは無効とする旨をその指名する者に通知しなければならぬ。

第二十八条 (一般競争に関する規定の準用) 《略》
第四章 随意契約

(随意契約によることができる場合)
第二十九条 施行令第六十七條の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額とする。
第三十条 契約担当職員は、施行令第六十七條の二第一項第三号又は第四号の規定により随意契約の方法による契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、当該契約をしよるとする物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
 - 二 契約の相手方の決定方法及び選定基準
 - 三 その他知事が必要と認める事項
- 2 契約担当職員は、前項の契約を締結したときは、速やかに、当該契約をした物品又は役務ごとに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 物品又は役務の名称及び契約の内容
 - 二 契約の相手方の名称及び住所
 - 三 契約の相手方を決定した理由
 - 四 その他知事が必要と認める事項
- 3 前二項の規定による公表は、統覧その他の方法により行うものとする。
(予定価格の決定)

第三十一条 契約担当職員は、随意契約によらうとするときは、あらかじめ第十九条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。
(見積書の徴取)
第三十二条 契約担当職員は、随意契約によらうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

附 則
《略》

別表(第二十九条関係) (昭五七規則六〇・追加)

一 工事又は製造の請負	二、五〇〇、〇〇〇円
二 財産の買入れ	一、六〇〇、〇〇〇円
三 物件の借入れ	八〇〇、〇〇〇円
四 財産の売却	五〇〇、〇〇〇円
五 物件の貸付け	三〇〇、〇〇〇円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	一、〇〇〇、〇〇〇円

- 一 競争入札に付する事項
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- 三 契約条項を示す場所及び日時
- 四 入札の場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 無効入札に関する事項
- 七 前各号のほか、契約担当職員が必要と認める事項

(予定価格の設定)

第十八条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならぬ。
(予定価格の決定方法)
第十九条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
第二十条 (入札書の提出等) 《略》

(無効入札)

- 第二十一条 契約担当職員は、次の各号の一に該当する場合は、その入札は無効とすることを入札の条件としなければならない。
 - 一 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - 二 入札が取り消すことができ無能力者の意思表示であるとき。
 - 三 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - 四 入札者が二以上の入札をしたとき。
 - 五 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
 - 六 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
 - 七 第十四条第一項の入札保証金が所定の額に満たないに入札をしたとき。
 - 八 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - 九 再度の入札をした場合においてその入札が一であるとき。

第二十二條乃至第二十五條 《略》

(せり売り)

第二十六条 本章の規定は、せり売りに付する場合に準用する。
第三章 指名競争契約
(入札者の指名)
第二十七条 契約担当職員は、指名競争入札に付するときは、競争に参加する者なるべ

広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成17年10月11日条例第45号)

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十七に規定する条例で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が一年を超えるもの
- 二 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年四月一日から当該役務の提供を受ける必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考 長期継続契約に関する関係法令体系

地方自治法 (第234条の3)	地方自治法施行令 (第167条の17)	広島県長期継続契約を 締結することができる 契約を定める条例
電気、ガス若しくは水の供給を受ける契約		
電気通信役務の提供を受ける契約		
不動産を借りる契約		
その他政令で定める契約	翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるもの	機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が1年を超えるもの 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの
(地方自治法第234条の3後段) ただし、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。		

(注) 部分が今回追加された。

広島県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 の運用について

第2 条例の適用

1 「長期継続契約」の適用対象

新たに「長期継続契約」の適用対象となる契約は、次のとおりである。

- (1) 機械、器具その他物品を借り入れる契約であって、商慣習上契約期間が1年を超えるもの（第1号関係）

具体的には、次のような物品をリース契約又は長期レンタル契約等により借り入れるものが想定される。

- ア 事務用機器（印刷機、シュレッダー等）
- イ O.A機器（パーソナルコンピュータ、複写機等）
- ウ 通信用機器（ファクシミリ、電話交換機等）
- エ 車両（自動車、トラクター等）
- オ 警察業務用機器（運転適性検査器、画像処理解析装置等）
- カ 医療用機器
- キ 試験、研究、分析又は測定に用いる機器（試験検査機器、分析機等） 等

(注) a 「商慣習上契約期間が1年を超えるもの」とは、複数年にわたって同一の条件で継続して使用することを予定しており、かつ、商取引上においても複数年にわたって契約することが一般的なものをいう。

b 物品を伴わないソフトウェア使用許諾など、無体物を借り入れる契約は対象とならない。

- (2) 庁舎管理に係る業務委託契約その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から当該役務の提供を受ける必要があるもの（第2号関係）

具体的には、1年を超える継続的、反復的業務であるものが対象であり、次のような業務が想定される。

- ア 庁舎清掃業務
- イ 空調設備保守管理業務
- ウ 給食業務
- エ システム保守業務
- オ 借り入れた物品に係る保守業務 等

(注) 契約期間が複数年であっても、完成品を要求するような契約は対象外である。

(例：〇〇計画策定、〇〇調査業務委託等)

2 「長期継続契約」の適用

「長期継続契約」の適用対象となる契約は、条例制定の効果を発揮し、県にとって経済的・質的に有利な契約とするよう、原則として「長期継続契約」として処理するものとする。

施設管理業務における設計金額の算出方法

(施設管理業務委託の事務処理について(平成18年12月15日制定)参照)

- (1) 施設管理業務委託事務処理要綱(平成18年12月15日制定)第6条に基づき積算基準を定めた建築物定期点検業務等の業務委託費の設計額は、積算基準により算出するものとする。
- (2) (1)以外の業務委託費の設計額は、次のいずれかの方法により算出するものとする。
 - ア 積算の方法
(1)で定めた積算基準に準じる等により積算する。
 - イ 見積の方法
複数の者から参考見積を徴取し、最も低い見積金額に見積査定率を乗じた額を設計額とし、労務数量見積についても同様とする。ただし、浄化槽維持管理業務、一般廃棄物処理業務及び産業廃棄物処理業務並びに業務の特殊性から受託できる者が限られる等複数の者から見積を徴取することが困難な場合は、この限りではない。
- (3) 単価等
積算に使用する単価及び見積に使用する見積査定率は、毎年度9月中を目途として通知する。
- (4) 積算の特例
(1)から(3)によって作成した設計額による発注で、その設計額と受注希望者の見積額が著しく乖離するなどして契約が締結できない場合は、複数の者から参考見積を徴取し、最も低い金額を設計額として再度発注するものとする。
- (5) 積算基準の取扱い
設計書及び積算基準は公開しない。

広島県個人情報取扱委託基準

(趣旨)

第1 この基準は、広島県個人情報保護条例(平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づき、実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託する場合において講ずべき措置について、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2 この基準において「委託」とは、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに委託する契約のすべてをいう。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14から第252条の16までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は、含まない。

(委託に当たったるの留意事項)

第3 委託に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 委託先を選定するときは、個人情報の保護に關し安全確保の措置がなされ、別記「個人情報取扱特記事項」(以下「別記特記事項」という。)を遵守できるものを慎重に選定すること。
 - 2 入札の方法による契約にあっては入札の前に、また、随意契約にあっては見積書を徴するときに、次の内容を相手方に周知すること。
 - (1) この契約による事務処理に当たっては、条例第8条の規定及び別記特記事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 条例に違反した場合には、条例第50条又は第51条の規定に基づき処罰される場合があること。
 - 3 委託先に提供する個人情報、委託に係る事務の目的の範囲内で必要最小限のものとする。
 - (契約に当たったるの措置)
- 第4 委託契約の締結に当たっては、契約書中に別記特記事項を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書中に別記特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。なお、契約書の作成を省略できる契約の締結に当たっては、別記特記事項を請書の中に明記させるものとする。

契約書記載例

(個人情報の保護)

第〇条乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

別記 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。
(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ・又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(従事者への周知及び監督)

第6 乙は、業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。
(複写・複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報に記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。
(取扱状況の報告及び調査)

第9 甲は、必要があると認めるときは、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。
(事故発生時における報告等)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
(損害賠償)

第11 業務の処理に關し、個人情報の取扱いにより発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

2 「再委託の禁止」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるため、特記事項に掲げていないが、契約書本文に当該条項がない場合又は契約書によらないで契約する(特記事項を請書の中に明記させる)場合は、特記事項に当該事項を追記すること。

【記載例】

(再委託などの禁止)

第〇〇業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

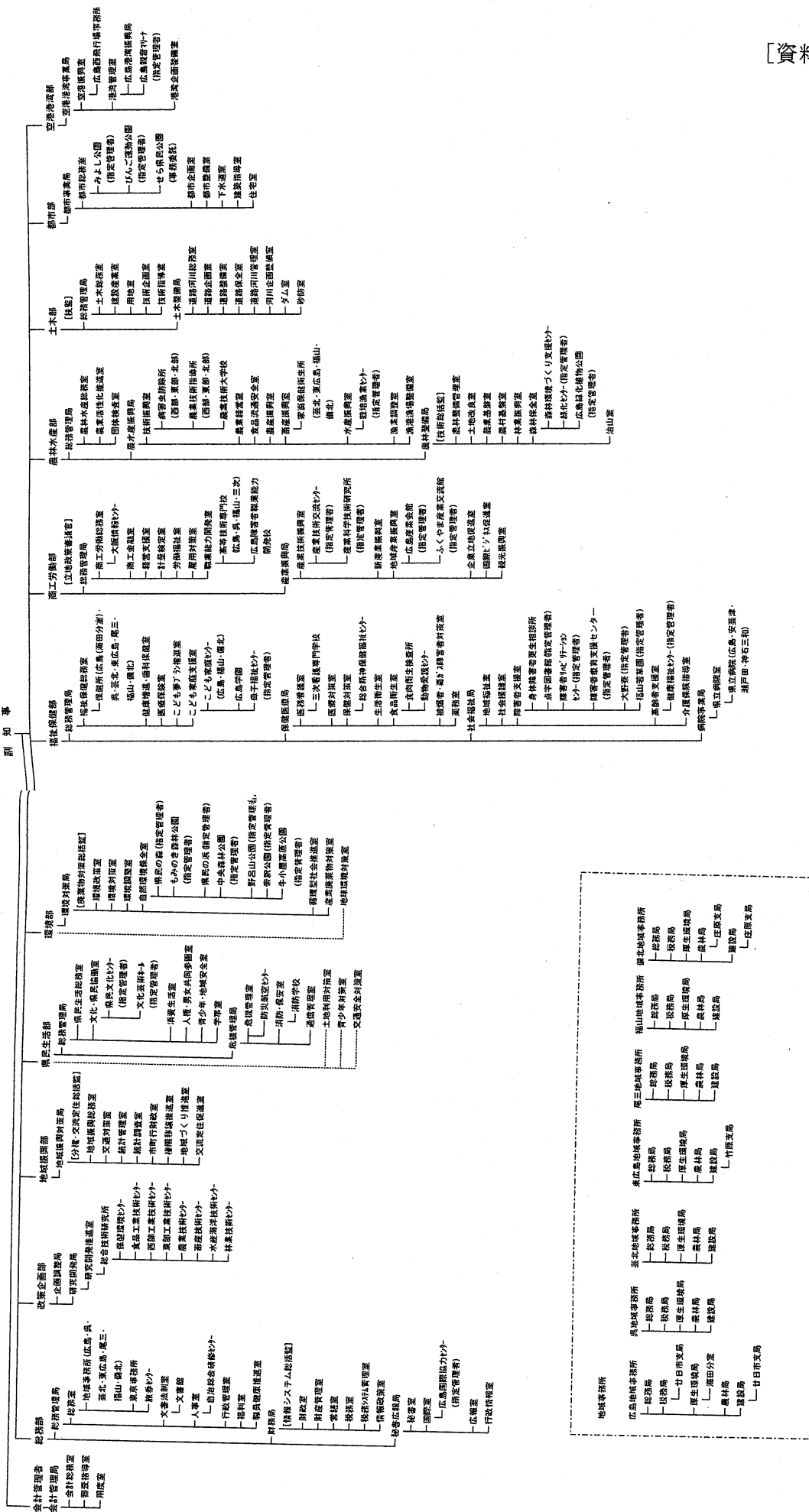
第〇〇甲は、この個人情報取扱特記事項に違反したときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 委託業務の実態に即し適宜必要な事項を追加し、また不要な事項は削除するものとする。

広島県行政機構図

(知事部局) 19. 4. 1

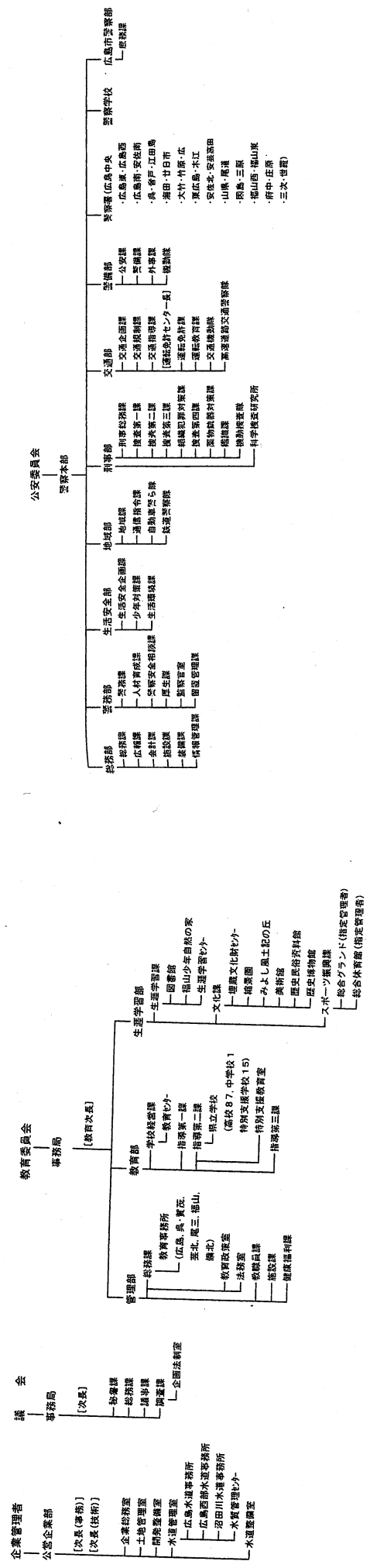
知事
副知事



[資料 2 - 1]

広島県行政機構図（議会）

19. 4. 1 各行政委員会等



参考資料

平成19年2月28日

(宛先省略) 様

総務部財務局財産管理室契約企画担当室長

委託・役務業務における一般競争入札の拡大について（通知）

このことについては、平成18年12月に、全国知事会議において「都道府県の公共調達改革に関する指針」が示され、この中で、委託・役務業務についても、競争性・透明性を高めるために、一般競争入札の拡大を図るべきであるとされています。

本県では、契約事務の見直しにより、委託・役務業務のうち、予定価格が100万円を超える施設管理業務については、既に、原則、一般競争入札を実施することとしておりますが、その他の業務についても、全国知事会議の指針等も踏まえ、平成20年度契約分から、予定価格が100万円を超える契約について、原則、一般競争入札を実施することとしました。

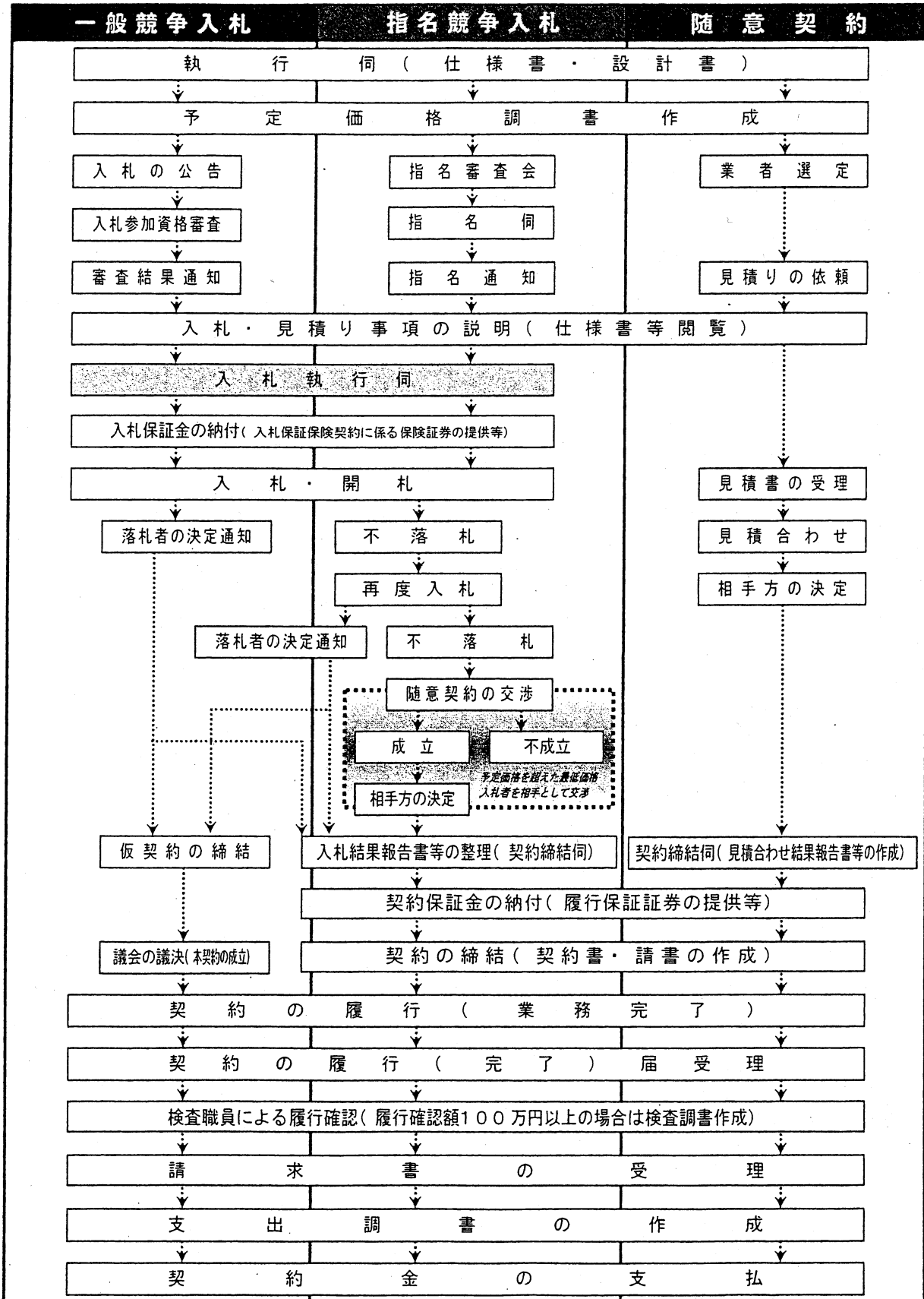
については、貴所属の各室（課）及び各地方機関へ周知していただき、今後、この方針により契約事務を行ってください。

委託・役務業務契約事務の手引き（第1版）2頁

項 目	説 明	根拠法令等												
<p>1と2の要件を同時に満たす場合、随意契約の根拠規定としては、1となります。</p>	<p>1 予定価格が次に掲げる額を超えないもの。</p> <table border="1" data-bbox="555 416 1177 674"> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 物件の貸付け</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>(6) 上記以外のもの</td> <td>100万円</td> </tr> </table> <p>印刷製本や物品の購入は、財産の買入れに該当します。</p> <p>修繕はこれに該当します。</p> <p>2 性質又は目的が競争入札に適さないとき。</p> <p><一般的な例示></p> <p>(1) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。</p> <p>(2) 契約上特殊な物品であるため、若しくは特別の目的があるため、買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき。</p> <p>(3) 県の行為を秘密にする必要があるとき。</p> <p>(4) 外国で契約するとき。</p> <p>(5) 国又は公共団体との直接契約(公益を目的としたものに限る。)を締結するとき。</p> <p>(6) 試験のために工作製造させ、又は物品の買入れをするとき。</p> <p>(7) 農場、工場、学校、試験場その他これらに準じるものの生産に係る物品を売払うとき。</p> <p>(8) 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物品を売払い、又は貸し付けるとき。</p> <p>(9) 産業又は開拓事業の保護奨励のため必要な物品を売払い、若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産物に係る物品を買い入れるとき。</p> <p>(10) 公共事業の用に供するため、必要な物件を直接に事業者へ売払い、又は貸し付けるとき。</p> <p>(11) 非常災害によるり災者又はその救護を行う者に救助に必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。</p> <p>(12) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い、又は貸し付けるとき。</p> <p>3 県の規則で定める手続により、障害者支援施設等において製作された物品を買い入れるとき、シルバー人材センター連合等から役務の提供を受けるとき、母子福祉団体が行う事業に使用される者が主として配偶者のない女子で児童を扶養しているもの及び寡婦であるものに係る役務の提供を受けるとき。</p>	(1) 工事又は製造の請負	250万円	(2) 財産の買入れ	160万円	(3) 物件の借入れ	80万円	(4) 財産の売払い	50万円	(5) 物件の貸付け	30万円	(6) 上記以外のもの	100万円	<p>自治令167の2 ①1 契規29別表</p> <p>自治令167の2 ①2</p> <p>自治令167の2 ①3、契規30、 H18.3.29付 身体障害者福祉部長 通知「地方自治法施行令第167条の 2第1項第3号に基づき随意契約によ り契約を締結することができる施設名 及び取扱い製品名一覧について」 H18.3.20付 出納長・総務企画部 長・福祉保健部長・商工労働部長通知 「地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号及び第4号に關する手続さ の運用について」</p>
(1) 工事又は製造の請負	250万円													
(2) 財産の買入れ	160万円													
(3) 物件の借入れ	80万円													
(4) 財産の売払い	50万円													
(5) 物件の貸付け	30万円													
(6) 上記以外のもの	100万円													

項 目	説 明	根拠法令等
	<p>4 県の規則で定める手続により、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして認定を受けた者が、新商品として生産する物品を買い入れるとき。</p> <p>5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 <一般的な例示> ・ 災害時において競争入札の方法による手続を行うことが契約の時期を失し、又は契約の目的が達成できなくなる場合。</p> <p>6 競争入札に付することが不利と認められるとき。 <一般的な例示> ・ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入りに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合。</p> <p>7 時価に比して著しく有利な価格で契約することができる見込みがあるとき。 <一般的な例示> (1) 物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、市価に比して有利な価格でこれを購入することができるような場合。 (2) 特殊な機械、工法、技術等を使うことにより著しく有利な価格で物品の製造、修理又は加工の発注ができる見込みがある場合。</p> <p>8 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度入札に付し落札者がいないとき。 <一般的な例示> (1) 競争入札で入札者が1人も参加しないとき。 (2) 競争入札を行ったところ予定価格の制限の範囲内の価格に達した者がなく、再度の入札を行っても落札者がいない場合。</p> <p>9 落札者が契約を締結しないとき。</p>	<p>自治令167の2 ①4、契規30、 H18.3.20付 出納長・契務企画部 長・福祉保健部長・高工労働部長通知 「地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号及び第4号に關する手続の 運用について」</p> <p>自治令167の2 ①5</p> <p>自治令167の2 ①6</p> <p>自治令167の2 ①7</p> <p>自治令167の2 ①8</p> <p>自治令167の2 ①9</p>

契約事務の主な流れ



情報システムの最適化に向けた取組の成果について (平成18年度)

平成19年2月27日
行政システム改革推進PT

1 要旨

今年度CIO*として設置した情報システム総括監を中心に、県の情報システムの最適化、効率化を進め、行政サービスの向上と行政運営の効率化を図ることを目的に、運用中の情報システムの点検を行い、早急に改善を図るべきシステムから、順次、具体的な改善を実施した。

*CIO: chief information officer/最高情報責任者

2 結果

(1) 平成18年度点検対象システム数

104システム

(2) 要改善システム数

84システム

※H18点検対象システム

- ①行政LAN/WAN等大規模インフラシステム
- ②高額保守・運用経費システム
- ③H18-19リプレイス予定システム

(3) 改善効果額

平成19年度	平成20年度	平成21年度
649,570千円	976,273千円	1,032,247千円

※改善効果額は、18年度点検前に見込まれていた19年度以降所要額と改善後所要見込み額差引

3 主要システムの改善内容

(1) 行政LAN/WAN (知事部局ネットワーク基盤及び職員使用パソコンの整備運用管理)

改善策	<ul style="list-style-type: none"> ○メーカー保守期間内機器の継続使用 (更新延長) ○調達仕様書要件見直し (標準技術採用等) による業者参入障害排除 (競争性向上) ○地方機関設置ファイルサーバの統合・集約 (88箇所・79台 ⇒ 4箇所・7台) ○職員使用パソコンの性能見直し (搭載CPU見直し等) 	効果額	
		19年度	▲288,328千円
		20年度	▲399,935千円
		21年度	▲469,181千円

(2) 広島メイプルネット (全県民が利用可能な公共の情報ネットワーク基盤の整備運用管理)

改善策	<ul style="list-style-type: none"> ○メーカー保守期間内機器の継続使用 (更新延長) ○回線調達における競争入札化 ○通信情報量精査によるスイッチ等機器性能の見直し等 	効果額	
		19年度	▲180,550千円
		20年度	▲180,550千円
		21年度	▲180,550千円

(3) 警察情報管理システム (運転免許者管理等の県警情報処理ホストコンピュータの整備運用管理)

改善策	<ul style="list-style-type: none"> ○コア部品二重化構造機器導入での信頼性確保によるホストコンピュータの統合・集約 (3台⇒1台) ○CPU等稼働状況精査の上、ホストコンピュータ機器性能見直し 	効果額	
		19年度	▲51,550千円
		20年度	▲255,050千円
		21年度	▲255,050千円

4 その他システムの主な改善事項 (改善事項重複システム有り)

主な改善事項	システム数	主なシステム名
<ul style="list-style-type: none"> ○ハード保守・ソフト保守・システム運用経費見直し ・保守対象精査、保守料率見直し、保守レベル精査等 ・運用時間縮小・監視項目削減・運用条件緩和等 	28	電子申請システム、公共施設予約システム、広島県救急医療情報ネットワークシステム、土木積算システム、住宅管理システム、警察総合通信指令システム等
<ul style="list-style-type: none"> ○機器構成・ネットワーク回線の見直し ・機器性能適正化、サーバ統合、ASP活用、共用回線活用等 	46	広島国際情報ネットワーク、県立広島大学基幹系ネットワークシステム、厚生労働行政総合情報システム、広島県福祉関連産業情報システム、広島県教育情報ネットワーク、警察情報管理システム等
<ul style="list-style-type: none"> ○機器更新、再構築、プログラム修正における競争性向上・適正価格調達 ・仕様要件緩和 (標準技術採用等) による業者参入障害排除 ・専門的視点での設計価格検証等 	16	公共施設予約システム、選挙速報システム、民生行政情報データベースシステム、広島県公開用ホームページ、職員緊急呼出システム、土木積算システム等

5 今後の取組

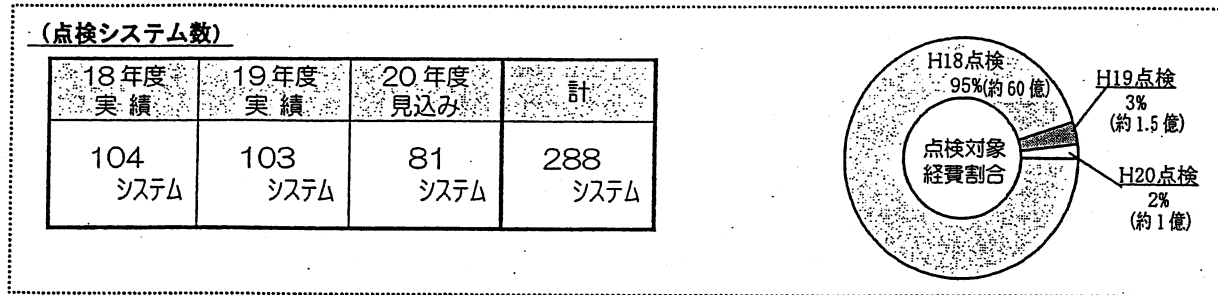
- (1) 残る情報システムについても、19・20年度の2カ年において改善を実施し、県の情報システムの最適化、効率化に向けて積極的に取り組んでいく。 ※情報システム総数 ⇒ 266システム (H18年度)
- (2) また、今年度中に、個々の情報システムごとの改善だけでなく、全庁的な視点から本県の情報システム全体の最適化を進めるため「広島県情報システム全体最適化計画 (仮称)」を策定するとともに、情報システムの調達手順等の標準ルールをとりまとめることとしている。

平成19年度 情報システムの最適化に向けた取組の成果について

平成20年3月6日
情報政策室

1 要旨

「広島県情報システム全体最適化計画（平成18年度策定）」に基づき、県の情報システムの最適化、効率化を進めるため、運用中の情報システムの点検と所要の改善を行うとともに、平成20年度に新規開発・機能改修等を行うシステムの適正化に向けた指導を実施した。



2 情報システム総点検の成果

(1) 改善効果額について

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
18年度取組成果	▲649,570千円	▲976,273千円	▲1,032,247千円
19年度取組成果	▲240,976千円	▲102,316千円	▲134,357千円
計	▲890,546千円	▲1,078,589千円	▲1,166,604千円

※広島県情報システム全体最適化計画でのH20年度点検終了時の目標額 ▲13億

※改善効果額は、18年度点検前に見込まれていた19年度以降所要額と改善後所要見込み額との差引

(2) 取組成果の内容

ア 平成19年度システム総点検の結果

- 点検件数
103システム(内、H19新規開発システム:8システム)
- 改善システム数
34システム

(主な改善内容)

指導意見	システム数	主なシステム名
○機器構成等の見直し ・サーバ統合、機器仕様適正化、更新機器台数の適正化等 ・既存資産の延伸活用（リース期間延長）	13	西部工業技術センターホームページ、教育センター研修用パソコンシステム、交通事故実況見分図面支援システム、警察オープン系ネットワークシステム、県警旅費システム(機器)等
○機器更新、再構築における競争性向上・適正価格調達 ・仕様要件緩和による業者参入障害排除 ・専門的視点による適正価格積算	21	環境情報提供システム(ecoひろしま)、遺失・取得物管理システム、自動車保管場所管理システム、放置駐車違反処理システム、警察法規類集データベースシステム等

イ 平成18年度点検システムのフォローアップについて

平成18年度に点検改善した情報システムにおいて、平成19年度中に再構築又は機能改修等を予定していたシステムについて、フォローアップ(再点検・改善)を行った。

- フォローアップ対象システム件数
27システム
- 改善システム数
21システム

(主な改善内容)

指導意見	システム数	主なシステム名
○機器構成等の見直し ・サーバ統合、機器仕様適正化、ASP活用、更新機器台数の適正化等	5	電子申請システム、広島メイプルネット、住民基本台帳ネットワークシステム、県警ホストコンピュータ関連機器、等
○機器更新、再構築における競争性向上・適正価格調達 ・仕様要件緩和による業者参入障害排除 ・専門的視点による適正価格積算	16	本会議・委員会中継等管理システム、幹部職員・議員出退表示システム、行政LAN・WANシステム、広島県教育情報ネットワーク、広島県警察情報管理システム(P-WAN) 広島県警察総合通信指令システム、等

3 平成20年度新規開発等システムへの指導・改善

平成20年度に新規開発・機能改修等を予定する情報システムについて、平成19年度中の企画段階からCIOが指導改善することにより、システム構成等の適正化によるライフサイクルコスト※の軽減を図り、平成20年度当初予算において、適正額の計上を図った。

なお、平成20年度の調達前には調達仕様書の詳細検証を行い、更なる軽減に努める。

- 対象システム件数
52システム（内、新規開発は15システム）
- 改善システム数
10システム
- 改善結果

※ライフサイクルコストとは
システム開発時の初期導入経費、稼働後の機器リース料、運用保守経費など、システムを導入して稼働させている間に要する経費総額を指す。

区分	ライフサイクルコストベース	(内、H20年度軽減額)
ライフサイクルコスト軽減額 (改善後-改善前)	▲994百万円	(▲28百万円)

(主な新規開発・機能改修等システム)

(単位:千円)

情報システム名	指導改善事項
基幹系システムダウンサイジング (人事給与・財務会計・税務の再構築)	【H20～H27 軽減額：645百万円】 複数業者からの参考意見聴取による広範な技術調査（汎用パッケージソフト調査） 機能要件検証による適正開発工数精査（過大工数積算の排除） 構成機器の精査による適正積算（過大な冗長構成の排除等） 三システム共通化可能機器の共用活用による機器積算の適正化 等
運転者管理システム (ICカード運転免許証発給機能追加)	【H20～H26 軽減額：333百万円】 機器構成の適正化、保守内容見直し、複数業者からの参考意見聴取等

4 今後の取組

- (1) 引き続き、点検と所要の改善を実施し、県の情報システムの効率化に向けて積極的に取り組んでいくとともに、個々の情報システム間で重複している機能の共通化、統合化を進め、県の情報システム全体を通じた最適化を図る。
- (2) また、情報システムの開発・運用に関する事務手順等の標準ルールの整備に努める。
 - H18：調達段階の手引き（策定済）
 - H19：企画段階の手引き
 - H20：開発段階、運用保守段階、評価段階の各手引き